

# 【記入例】

様式第3号の5（第4条の5関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

業務管理体制の整備  
届出書  
区分の変更

届出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

知事名を記入

静岡県知事 川勝 平太 様

事業所名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人代表者印を押印してください。

住所 静岡市葵区追手町9-6

届出者氏名

追手町株式会社

代表取締役 静岡太郎 印

〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要〕

該当する区分に下線等をつけてください。

空欄のままです。

該当する条文中に下線等をつけてください。

業務管理体制の整備  
次のとおり  
区分の変更  
の規定により、届け出ます。

第21条の5の25第2項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）  
第21条の5の25第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）  
第24条の3第2項  
第24条の3第4項

○で囲む

※事業者（法人）番号		.....	
事業者又は施設の種別		指定障害児通所支援事業者 ・ 指定障害児入所施設 ・ 指定障害児相談支援事業者	
事業者又は施設置者	フリガナ	オウテマチカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク シズオカタロウ	
	氏名（法人にあつては、その名称並びに代表者の職名及び氏名）	追手町株式会社 代表取締役 静岡太郎	
	主たる事務所の所在地	（郵便番号 420-8601） 静岡市葵区追手町9-6	
	連絡先	電話番号 054-221-〇〇〇〇	FAX番号 054-221-××××
	住所（法人にあつては、その代表者の住所）	（郵便番号 420-8601） 静岡市葵区追手町9-6	
区分変更	法人・個人の種別	法人 ○で囲む	生年月日（法人にあつては、その代表者の生年月日） 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
	児童福祉法施行規則第18条の38第1項第2号から第4号まで、第25条の23の2第1項第2号から第4号まで及び25条の26の9第1項第2号から第4号までに基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ） 生年月日 静岡 太郎 （シズオカ タロウ） 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所又は施設の数が20以上の場合に限り、）
区分変更	区分変更前行政機関	区分変更後行政機関	年 月 日

法人名・法人の代表者名を記入（事業所名称ではない）

登記内容と一致させてください。

代表者の住所を記入

・届出する事項について該当する番号全てに○を付けてください。  
・第2号については、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。  
・第3号及び第4号を届出する場合は、概要等がわかる資料を添付してください。添付資料はA4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでかまいません。

業務管理体制を整備し、新規で届出する場合は、「区分変更」の欄に記入する必要はありません。

#### 備考

- 1 ※印（「事業者（法人）番号」）欄には、記入しないこと。
- 2 「事業者又は施設の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 「事業者又は設置者」欄及び「児童福祉法施行規則第18条の38第2号から第4号まで、第25条の23の2第2号から第4号まで及び25条の26の9第1項第2号から第4号までに基づく届出事項」欄は、区分変更前の行政機関に対する届出である場合には記入しないこと。
- 4 「事業者又は設置者」欄の記入内容は、登記事項等と一致させること。
- 5 「法人・個人の種別」欄には、申請者が個人である場合は個人と記載し、法人である場合は社会福祉法人、医療法人、株式会社等の別を記入すること。
- 6 「児童福祉法施行規則第18条の38第2号から第4号まで、第25条の23の2第2号から第4号まで及び25条の26の9第1項第2号から第4号までによる届出事項」欄は、該当する号を○で囲むとともに、第2号に係る事項を届け出る場合にあつては法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日を記入し、第3号又は第4号に係る事項を届け出る場合にあつては届け出る事項が記載された別紙を添付すること。
- 7 「区分変更」欄は、区分の変更の場合に記入すること。
- 8 「区分変更」欄の「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。記入欄が不足する場合には、当該理由が記載された別紙を添付して差し支えないこと。
- 9 「区分変更」欄の「区分変更日」には、事業所等の新規指定、廃止等により区分が変更された日を記入すること。
- 10 区分変更後の行政機関に対する届出である場合において、区分変更前の行政機関に対して届け出た事項に変更があるときは、変更後の事項を記入すること。なお、様式第3号の6による届出は必要ないこと。